

広島県告示第五百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十二年六月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所
呉市倉橋町字綿郷三六九の二、三六九の三
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため